

広報

諫早

ISAHAYA
information

2007

2

No.23



主な内容

本明川にて一斉放水（諫早市消防出初式）



市長年頭のごあいさつ

- ◎諫早の新しいまちづくり
- ◎市・県民税の申告はお早めに
- ◎住民税が大きく変わります

ひとが輝く創造都市・諫早

新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。
市民の皆さんには、希望と輝きに満ちた新しい年をこの家族お揃いでお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

本年は、新「諫早市」が誕生して3年目を迎える、新市の将来都市像「ひとが輝く創造都市・諫早」へ羽ばたく重要な年になります。

今日、全国的に市町村合併が進み、今後は道州制の議論が本格化してまいります。地方分権改革推進法が通常国会で可決し、本年からは「(新) 分権一括法案(仮称)」の制定に向けた議論が進められます。また、国は、「地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金とあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る」としています。本市においてもさらに厳しい財政運営が強いられることとなります。私は、これからは「地方分権」ではなく、地方自治体が、自らの知恵と財源と責任で進めていく「地方主権」の時代になると考えております。

このような中、昨年3月には、今後10年間の市勢振興の基本指針となる「諫早市総合計画」を策定し、「輝くひとづくり」「活力ある産業づくり」「暮らしの充実」「市民主役のまちづくり」という四つの基本目標を掲げました。また、地域の特色あるまちづくりの基本となる地域振興計画を間もなく策定します。



諫早市長
吉次邦夫

具体的施策としては、（仮称）こどもの城、市庁舎、ふれあい施設、諫早幼稚園、中央保育所を整備するとともに、歴史文化館の整備を検討してまいります。津久葉町に建設中の学校給食センターは、9月に開所を予定しています。

また、子育て支援や高齢者などの地域支援事業の充実、学校施設の改修など教育環境の整備、ごみ減量化とリサイクルの推進なども積極的に進めてまいります。さらに、体育館など新たなスポーツ拠点整備などのプロジェクトを積極的に推進するとともに基幹産業である農林水産業の活性化、新たな企業立地の推進など商工業の活性化、生活道路の整備、地域で暮らす福祉基盤づくり、子どもの個性を伸ばす教育環境づくりなどを着実に進めてまいります。また、本年完成予定の国営諫早湾干拓事業の農地の早期活用、九州新幹線西九州ルートの早期着工、本明川ダム建設による治水対策などにも取り組んでまいります。

私は、これからまちづくりにおいては「ひと」がすべての中心と考えております。最近、中小学生のいじめや自殺が大きな社会問題となつており、教育のあり方があらためて問われております。「笑いものにされた子どもは、ものを言わずにいることをおぼえる。しかし、友情を知る子どもは親切をおぼえ、安心を経験した子どもは信頼をおぼえる。」という子育ての言葉があります。子育ては、家庭における基本的なしつけや、学校、地域などそれぞれが役割を分担し、協力し合いながら取り組んでいかなければならぬものと考えております。昔から「諫早」は、教育や文化を尊び、人の和を大切にするという気風があります。私は、長年にわたり培ってきたこれらの良き伝統や自然の恵みを生かし、今後とも、「市民主役」「対話の市政」を基本に市民一人ひとりが輝き、郷土に愛着と誇りを持てるまち、「諫早に住んでよかつた」と思えるまちづくりの推進に努めてまいる決意です。

市民の皆さんには、「人が輝く創造都市・諫早」のまちづくりに、格別のご理解とご協力を願うとともに、この一年の「健勝・ご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

平成19年1月吉日



市役所新庁舎を整備します

すべての市民が利用しやすく、行政サービスの提供が効果的・能率的に実施できる施設を目指します。免震構造などを採用し耐久性に優れた、防災・行政サービスの拠点としての新庁舎を整備します。

19年度着工、20年度完成予定。



高城公園が生まれ変わります

諫早市中心街に位置する諫早公園と高城公園の一体化を図り、諫早市のシンボルとしてさらなる利便性と景観の向上を図ります。
19年3月完成。

諫早の新しいまちづくり

平成19年がスタートしました。
私たちの住む諫早はどのように変わっていくのでしょうか。
主なものを紹介します。



国営諫早湾干拓事業が完成します

潮受堤防の完成で調整池の水位管理が可能となり、諫早湾周辺地域の防災機能が強化されました。一方、19年度完成予定の干拓地は、約700haの全農地をリース方式によって管理し、大規模で先進的なモデル営農の展開と、環境保全型農業の推進による安全で安心な農産物供給の产地形成を目指します。

現在の諫早中央保育所



現在の諫早幼稚園



野中町に諫早中央保育所・諫早幼稚園を移転します

保育所と幼稚園はそれぞれ独立した施設機能を保持しながら、施設の共用化・効率化を図り、子育て支援機能・幼児教育支援機能・災害など緊急時の対応を備えた子育ての拠点施設を目指します。

19年度着工、20年度中完成・開所（園）予定。

小長井町遠竹地区



飯盛町古場地区



浄化センターが完成します

農業集落排水施設を整備することにより、生活環境の向上と併せて、河川などの公共用水域の水質保全を図ります。

両浄化センターとも19年3月31日供用開始。



学校給食センターが完成します

諫早地域の全15小学校に「安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食」を提供します。19年9月に各学校で調理する自校方式から、1カ所で調理し配送するセンター方式に変わります。



小船越交差点の渋滞が緩和されます

国道34号線と国道57号線がトンネル（立体交差）で結ばれます。小船越交差点付近の渋滞緩和、二酸化炭素排出量の削減が期待されます。

19年中頃供用開始予定。



小栗地区にふれあい施設をつくります

生涯学習・健康づくり・地域住民のふれあいの場となる「ふれあい施設」を小川町に建設します。出張所を併設し利便性を確保します。

施設は、19年3月着工、20年度供用開始予定。



多良見町に伊木力ダムが完成します

洪水調節・流水の正常な機能を維持し、水道用水の確保など多目的な用途に利用されます。

19年1月試験湛水開始、20年3月竣工予定。



白木峰高原



室内イメージ写真

「(仮称) こどもの城」をつくります

未来を担う子どもたちが、豊かな自然環境の中で様々な活動を体験することによって、「豊かな心」と「生きる力」を培い、子ども同士の交流や家族をはじめ子どもたちを見守る人々との交流を通じて、子どもと大人が共に学び育つための場と機会を提供します。

白木峰高原敷地内の「コスモス花宇宙館」隣接地に、自然を活用しながら屋内・屋外の両機能を一体的に配置し、多様な遊び、学習などの活動が可能な施設整備を予定しています。

19年度着工、20年度開館予定。



よりよい教育環境をつくります

18年度から小学校1年生の学級を最大30人、6年生と中学1年生の学級を最大35人とする「少人数学級」を実施しています。

19年度からは、小学校2年生の学級を最大35人とし、より細やかな学習指導や生活指導の拡充を図ります。

市・県民税の申告はお早めに

申告期間は2月16日(金)～3月15日(木)



市・県民税は、前年中（平成18年1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税します。申告が遅れたり申告をしないと、国民健康保険料や介護保険料の算定、保育所入所や福祉医療費の受給などに必要な各種証明書の交付を受けられなくなる場合がありますので、必ず期間内に申告をしてください。また、申告期限間近は大変混雑しますので、早めに申告してください。

■申告期間／2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日は除く
受付時間／午前9時～午後4時30分

■申告会場／▼諫早市役所新別館1階第1会議室・2階第2会議室（特設会場）

▼多良見支所3階（特設会場）
▼森山支所2階（特設会場）
▼飯盛支所1階総務課
▼高来支所1階会議室
▼小長井支所1階会議室

■印鑑（認印可）
農業所得の申告

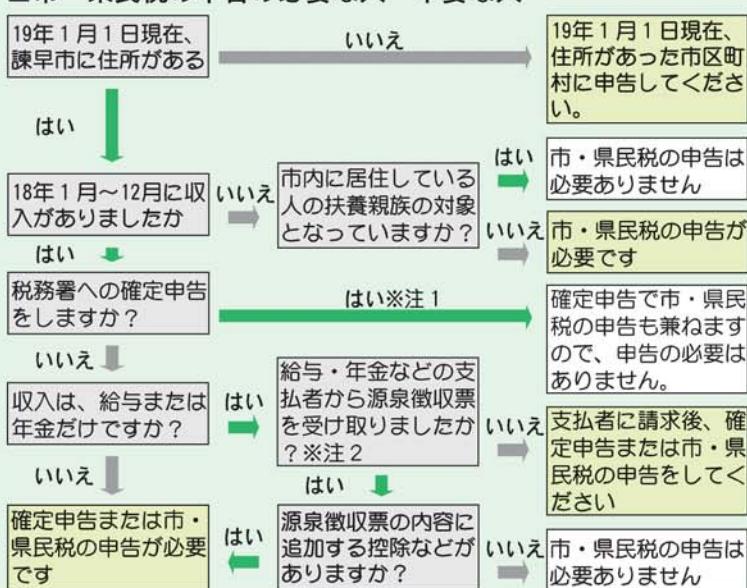
昨年、農業による収入があつた人は、収支申告が必要です。昨年中の農業収入や領収書などを整理し、收支内訳書により農業所得を算出し、他の所得と合わせて3月15日（木）までに市役所特設会場、各支所総務課または諫早税務署で申告してください。

詳しくは、市役所市民税課または各支所総務課へ。

②各種所得控除を受けるための証明書または領収書など（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、損害保険料など）の控除証明書または領収書など、一定額以上の医療費の支払いがあった人はその領収書、障害者控除対象者認定期書の交付を受けた人はその認定期書

■個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告
1月4日(木)～4月2日(月)
※土・日曜日、祝日は除く
■申告会場／諫早税務署
国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください

■市・県民税の申告の必要な人・不要な人



※注1：営業、不動産および土地・株式の譲渡所得があり確定申告する人や、給与・公的年金などから所得税を源泉徴収されている人で、納め過ぎている所得税の払い戻しを受けるための還付申告（医療費控除など）を行う人など。

※注2：通常は1月31日までに、給与・年金などの支払者から、市町村へ2部（給与支払報告書）提出していただき、本人へ1部（源泉徴収票）交付するようになっています。

※この表は一般的に解説したもので、該当しない場合もあります。

■申告に必要なもの
①平成18年中（1月～12月）の収入金額などを証明する書類（源泉徴収票、支払明細書、支払調書、その他収入がかかるもの、必要経費の計算に必要な領収書など）

■贈与税・消費税の申告
贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税に関する相談や申告書の受付は、次とおりです。
2月1日(木)～3月15日(木)

申告書は、申告される納税者自身で作成していただけます。「自書申告」を推進しております。ご理解とご協力をお願いします。なお、申告書などを直接、郵送してください。

問い合わせ先／市役所市民税課・諫早税務署（面接22・1
370（代））



税源移譲に伴い税率構造が改正されます

「地方でできることは地方に」という方針のもと、地方団体が自主的に財源の確保を行い、より効率的に地方のニーズに沿った行政サービスを行えるよう、国の補助金を減らして国税から地方税へ税源移譲することになりました。住民税が増えても所得税が減るため、税源移譲による負担の増減はありません。



どう変わるの？

◇住民税所得割の税率が10%に統一されます。

現在、所得割の税率は、課税所得金額に応じて5%・10%・13%となっています。これが、一律10%となります。

◇所得税（国税）の税率も従来の4段階から、6段階に変わります。

税負担はどうなるの？

◇住民税と所得税のそれぞれの税額は変わったとしても、税源移譲による「住民税+所得税」の合計額は変わりません。（ただし、定率減税の廃止などにより増額となる場合があります。）

※所得税との人的控除（配偶者控除や扶養控除など）の差額分についてはこれに対応した減額措置なども講じられます。

いつから変わるの？

◇住民税は平成19年度から、所得税は平成19年分からです。

例えば、給与所得者の場合、所得税（源泉徴収）は平成19年1月の給与から減少し、住民税は平成19年6月の給与から増加します。また、年金所得者の場合、所得税は平成19年2月受け取りの年金から減少し、住民税は平成19年6月に納付する分から増加します。

定率減税が廃止されます

◇景気対策として導入された定率減税は、最近の経済状況を踏まえ廃止されます。

	住民税（年度）	所得税（年分）
平成18年度（年分）	税額の7.5%相当額を控除 (上限額2万円)	税額の10%を控除 (上限額12万5千円)
平成19年度（年分）		廃止

平成19年度から実施される住民税（市・県民税）の主な改正内容をお知らせします。



住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

◇平成17年1月1日現在65歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれた人）で、前年中の合計所得が125万円以下の人は下記のとおり課税されます。

	均等割額		所得割額
	市民税	県民税	
平成19年度	2,000円	600円	1／3相当額を減額
平成20年度	3,000円	1,000円	全額課税

問い合わせ先／本庁市民税課（☎22-1500）、多良見支所総務課（☎43-1111）、森山支所総務課（☎36-1111）
飯盛支所総務課（☎48-1111）、高来支所総務課（☎32-2111）、小長井支所総務課（☎34-2111）

市政トピックス

(市職員課)

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用の状況 (平成17年度採用試験)

区分	職種	受験者	H18.4.1採用者
上級	行政	238人	4人
	土木	40人	1人
初級	事務	67人	1人
	土木	31人	1人
計		376人	7人

(2) 退職の状況 (平成17年度実績)

定年	勧奨	普通	死亡	計
15人	1人	7人	0人	23人

2 職員の給与および職員数に関する状況

(1) 人件費 (平成17年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	1人あたり給与費
964人	40億214万円	24億9,245万円	673万円

(2) ラスパイレス指数 (平成18年4月1日現在) 98.8

*ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(3) 平均年齢と平均給料月額

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	42歳8月	348,400円
技能労務職	48歳1月	353,700円
教育職	44歳2月	397,800円

(4) 初任給

一般行政職	大学卒	170,200円
	高校卒	138,400円

(5) 行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長、議会事務局長	10人	1.2%
7級	部理事、部次長、支所長、参事監など	33人	4.1%
6級	課長、参事、出張所長など	129人	16.0%
5級	室長、課長補佐、参事補など	78人	9.7%
4級	主任	240人	29.9%
3級	副主任	193人	24.0%
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	81人	10.1%
1級	定型的な業務を行う職務	40人	5.0%

(6) 職員手当の状況

期末・勤勉手当		退職手当			
(平成18年度支給割合)		(平成18年度支給率)			
期間	期末手当	勤勉手当	勤続年数	自己都合	定年・勧奨
6ヶ月期	1.4月分	0.725月分	20年	23.5月分	30.55月分
12ヶ月期	1.6月分	0.725月分	25年	33.5月分	41.34月分
計	3.0月分	1.45月分	35年	47.5月分	59.28月分
役職加算	5~15%有	最高限度額	59.28月分	59.28月分	

(7) 特別職の報酬など (平成18年4月1日現在)

給料	市長	960,000円	報酬	議長	500,000円
助役	780,000円		副議長	420,000円	
収入役	695,000円		議員	405,000円	
期末手当	(支給割合)	計3.35月分			
	6ヶ月期1.60月分	12ヶ月期1.75月分			

(8) 部門別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

部門	17年	18年
一般行政	議会	9人
	総務	267人
	税務	72人
	労働	0人
	農林	88人
	商工	16人
	土木	113人
	民生	140人
	衛生	90人
	教育	174人
公営企業など	水道	66人
	下水道	61人
	その他	39人
計		※1,135人
		※1,119人
※教育長を含む一般職員数		

3 職員の勤務時間とその他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
8:30	17:15	12:15~ 13:00	12:00~12:15 15:00~15:15

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成17年実績)

職員1人あたり平均取得日数 9.8日

4 職員の研修などの状況

区分	研修内容	受講者数
階層別研修	新採、政策立案、主任、管理職など	181人
専門研修	自治大、市町村アカデミー、法制執務など	1,084人
派遣研修	国、県、友好交流都市派遣など	9人
その他	自主研修、不当要求対応研修など	427人

5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (平成17年度実績)

降任	免職	休職	降給
0人	0人	10人	0人

(2) 懲戒処分の状況 (平成17年度実績)

免職	停職	減給	戒告
0人	0人	0人	0人

6 職員の服務の状況

(1) 営利企業などの従事の状況 (平成17年度実績)

許可件数	主な内容
82件	消防団員としての業務従事

(2) 職務専念義務免除の状況 (平成17年度実績)

承認件数	主な内容
43件	消防団活動、スポーツ大会役員など

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 公務災害の状況 (平成17年度新規認定件数)

区分	傷病	死亡
公務上の災害	2件	0件
通勤災害	4件	0件

(2) 措置要求の状況 平成17年度実績なし

(3) 不服申立ての状況 平成17年度実績なし



定期相談

消費生活相談・一般相談は毎週月曜日から金曜日（祝日や年末年始期間を除く）午前8時30分から午後5時まで市消費生活センター（高城会館3階）で開催しています。

また、悪質商法などの被害を未然に防ぐため、講師が各地の公民館などに出向く『消費生活出前講座』も行っています。自治会や老人会の会合などの際にご利用ください。申し込みはお早めに、市消費生活センター（☎22-3113）へ。※講師にかかる経費は無料です。

日	曜日	相談内容	時間	会場	問い合わせ先
1	木	人権相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階） 飯盛支所相談室	市民相談室
			午前9時～午後1時	高来公民館	
		草花・樹木に関する相談	午前9時～午後4時	市役所新別館玄関ホール	市緑化公園課
		住宅相談	午前10時～午後4時	市民センター	建設長崎諫早支部（☎24-3800）
2	金	行政相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
5	月	法律相談	午後1時～4時 午前11時受付（電話予約不可、定員9人を超えた場合は抽選）	市民相談室（高城会館3階）	
6	火	不動産相談	午前9時～正午	市民相談室（高城会館3階）	
		交通事故相談	午後1時～3時	市民相談室（高城会館3階）	
8	木	人権相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
				森山老人福祉センター	
				小長井支所相談室	
		草花・樹木に関する相談	午前9時～午後4時	市役所新別館玄関ホール	市緑化公園課
9	金	行政相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
			午前10時～午後1時	飯盛支所相談室	
		登記相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	
13	火	人権相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
		草花・樹木に関する相談	午前9時～午後4時	市役所新別館玄関ホール	
		住宅相談	午前10時～午後4時	市民センター	
15	木	行政相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
			午前10時～午後1時	高来公民館	
			午前10時～午後4時	市役所新別館玄関ホール	市緑化公園課
16	金	行政相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
			午前10時～午後1時	森山老人福祉センター	
			午前10時～午後4時	多良見支所相談室	
19	月	法律相談	午後1時～4時 午前11時受付（電話予約不可、定員9人を超えた場合は抽選）	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
20	火	交通事故相談	午前10時～午後4時	市民相談室（高城会館3階）	
22	木	人権相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	
			午前9時～午後4時	市役所新別館玄関ホール	市緑化公園課
23	金	行政相談	午前10時～午後3時	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
			午前10時～午後1時	多良見支所相談室	
26	月	法律相談	午後1時～4時 午前11時受付（電話予約不可、定員9人を超えた場合は抽選）	市民相談室（高城会館3階）	市民相談室
27	火	遺言・契約等相談	午後1時～4時	市民相談室（高城会館3階）	
毎週(月)～(金) ※祝日や年末年始期間を除く		少年センター相談 (いじめ・不登校)	午前9時～午後5時	市役所第4別館	少年センター（☎24-3737）
		高年齢者職業相談	午前9時～午後4時	市社会福祉会館2階	高年齢者職業相談室（☎22-4600）

このコーナーでは、まちの話題やできごと、地域で行われた行事などを写真で紹介しています。皆さんの身近にこのような話題がありましたら、市秘書広報課まで写真や記事をお送りください。できるかぎり誌面でご紹介させていただきます。(送付先：〒854-8601 諫早市役所秘書広報課(住所不要))



感動をありがとう 10年連続入賞の快挙！

12月24日、京都市で行われた全国高校駅伝に男女そろって諫早高校が出場。女子は5位でゴールインし、史上2校目となる10年連続入賞という快挙を成し遂げました。また、男子は17位と入賞は果たせなかったものの、テレビ観戦の市民からは、そのひたむきな姿に「よく頑張った」と健闘をたたえる言葉が聞かれました。



アートに囲まれ音楽を堪能

12月16日、森山図書館で「森山アートフェスタ」の一環としてジャズライブが開催されました。本県で活躍する芸術家の作品に囲まれた展示室に、ピアノとベースが奏でる心地よい音色が響き、来場者はゆったりとした時間を楽しんでいました。



ホールに響く、チベットの歌

日本でただ一人のチベット歌手であるバイマーヤンジンさんを招き、「One Night in チベット」が12月16日、たらみ図書館で行われました。ヤンジンさんはチベットの音楽文化や習慣を紹介するとともに、広大な自然で育まれた力強い歌声で来場者を魅了しました。



無病息災を祈る「鬼火」

川岸などに竹やわらで小屋を作て子どもたちが遊び、翌朝、その小屋に火をつけて燃やす高来地域独特の鬼火が1月7日、行われました。子どもたちは早朝、火がつけられるとその火を使って餅を焼き、暖をとりながら1年間の無病息災を願いました。



冬の美味！大村湾ナマコ

12月に入り、大村湾で「ナマコ漁」が解禁。喜々津漁港では早朝から出漁した約50隻の船がみすみずしいナマコを水揚げし、活気に溢れていました。特に多良見のナマコは波静かな大村湾で育てられ、柔らかな肉質で味が良いと評判で、冬の食卓を飾ります。



新春の決意新たに消防出初式

1月10日、新春恒例の「消防出初式」が市体育館を主会場に開催されました。消防の決意を新たにする式典が厳粛な雰囲気の中執り行われた後、幼年消防クラブを含む約2,400人が参加した観闘行進が行われ、最後は一斉放水で団員が訓練の成果を披露しました。



希望と喜びを胸に 1,599人が新成人

二十歳の門出を祝う「成人式」が1月7日、文化会館で行われました。市内では男性771人、女性828人がめでたく成人の日を迎えるました。当日は、色鮮やかな振袖や真新しいスーツ姿の新成人が会場を訪れ、お互いの晴れ姿に会話をはずませていました。



健やかな成長を願って「巳の日相撲」

12月23日、小長井町小川原浦地区の伝統行事「巳の日相撲」が開催されました。奉納相撲として、毎年12月第2の巳の日に藤原神社境内で行われるもので、赤ちゃんの健やかな成長を願った力強い土俵入りもあり、会場は熱気に包まれていました。



環境学習を体験

12月15日、高来西小学校の4年生が自然干陸地フローワークでの環境学習会に参加しました。児童は、調整池の環境について学んだ後、調整池と干陸地の小川の水質検査と水辺環境をよくするEM団子の投げ入れやホテイアオイの植栽などを行いました。



書家廣津雲仙の顕彰会「尾花忌」開催

高来町出身の書家廣津雲仙（1910～1989年）の功績をたたえ、後世に引き継ぐため「第1回尾花忌」が12月14日、諫早図書館で行われました。書家の小倉國幹（長崎大学名誉教授）が記念講演を行い、また、遺墨展では見事な作品が展示されました。



僕たち・私たち発表しました！！

市内小・中学生の芸術発表会「八江学芸祭」が文化会館で12月23日開催。14団体390人がコーラスや金管楽器の演奏などこれまでの練習の成果を披露しました。緊張した面持ちの中にも、自信を持っての演奏に会場にはたくさんの拍手が鳴り響いていました。

くらしの Information ～情報～

保険・年金

源泉徴収票が届かないときは「ねんきんダイヤル」へ

諫早社会保険事務所
電話 057-1663

老齢年金を受けていた人には、1月中に源泉徴収票をお送りしています。2月になつても届かないとときは、再発行しますので、「ねんきんダイヤル」(057-1165)にお電話ください。

お急ぎの場合は、諫早社会保険事務所でも再発行できますので申し出ください。紛失などによる再発行の場合も同様です。なお、障害年金、遺族年金については課税の対象になつてないため、源泉徴収票の発行は行つていません。

出産育児一時金受取代理制度をご利用ください

市保険年金課国保担当

市は、「出産育児一時金受取代理制度」を新設しました。

これは、出産育児一時金を事前に申請することにより、市が出産費用を医療機関などへ支払うものであり、出産費用を被保険者が一時的に立て替える負担を軽減できます。

◆実施時期／2月1日(木)

◆対象者／国民健康保険被保険者の属する世帯主で、出産予定

国民健康保険料(税)の「納付額のお知らせ」は大切に

市保険年金課国保担当

平成18年中（1月～12月）に納めた国民健康保険料(税)の「納付額のお知らせ」を送付します。これは、窓口での納付額確認書発行に代わるもので、所得税の確定申告などに利用できますので、大切に保管してください。

国民健康保険申告について

市保険年金課国保担当

国民健康保険（国保）に加入していて、申告が必要と思われる人に国民健康保険料申告書を2月初旬に送付します。

保険料を算定するためには、平成18年中に収入がない人や、非課税収入（雇用保険、遺族年金や障害年金など）を受給している国保加入者の人も申告が必要です。申告書に必要事項を記入して、次のとおり提出してください。

◆申告期間／2月16日(金)～3月

◆場所／同委員会事務局（市役所新別館1階）

選挙

選挙人名簿を縦覧できます

市選挙管理委員会

平成19年1月1日現在で、新しく作成した農業委員会委員の選挙人名簿を縦覧できます。

◆時間／午前8時30分～午後5時

◆期間／2月23日(金)～3月9日(金)（土・日曜は当直室）



1月は市県民税の第4期分の納期

市納税課

税

納期限は、1月31日(水)です。納期内納付にご協力ください。融機関、収納代理金融機関（郵便局含む）店舗の窓口で行ないます。口座振替申し込みは、口座をお持ちの指定（指定代理）金融機関、収納代理金融機関（郵便局含む）店舗の窓口で行ないます。その際は、通帳、届出印、市税の納付書をお持ちください。なお、手続きから口座振替開始までは1～2カ月かかります。

市の人口と世帯

人口	144,258人 (-527)
男	68,216人 (-352)
女	76,042人 (-175)
世帯	51,203戸 (+430)

平成19年1月1日現在 () 内前年同月比

諫早市小長井地域有線テレビジョン
○2チャンネル(自主放送)

7.1 RAINBOW FM エフエム諫早
(7.1メガヘルツ)

◇市役所インフォメーション
(月)～(金)の午前8時20分、
午後0時30分、5時50分

3sunひろば 講師
(月)～(土)の午前10時、
午後3時、7時、10時

◇3sunひろば
(月)～(土)の午前10時、
午後3時、7時、10時

償却資産の申告はお早めに

市資産税課

平成19年1月1日現在で、事業で使用している機械、備品などを償却資産を所有している右（会社・法人を含む）は取得徴

参入されるもの)をいいます。
ただし、無形減価償却資産
(鉱業権、漁業権、パソコント
フトなど)や自動車税、軽自動
車税の課税対象(軽トラック、
トラクターなど)となるものは
除かれます。

住宅用地や新築住宅の
申告を

詳しく述べは、同課へ。

償却資産とは
会社や個人で工場や商店など
を経営している人や農林水産業
アパート経営者などが所有する
資産で、事業のために用いる一
とができる構築物や機械、器具
備品など（土地・家屋以外の事
業に使うことができる資産で、
その減価償却費が法人税またけ
所得税の計算上、必要な経費に

ノロウイルスに注意!
～予防策は加熱・消毒・手洗い～

【健康福祉センター】

ノロウイルスによる食中毒が全国的に多発しています。感染力が非常に強いノロウイルスは、患者の吐いたものや汚物が感染源になるので、人（保菌者）から人へ感染する2次感染にも注意が必要です。

ノロウイルスに感染しないための予防

- ①ノロウイルスは十分な加熱で死滅するので、二枚貝類は十分加熱する（85℃以上で1分以上）。
 - ②なま物を触った後は必ず十分な手洗いをする。
 - ③魚介類や肉類を調理したまな板などの器具は洗浄後、塩素系の洗浄剤を使用し消毒する。
 - ④乳幼児や高齢者は、二枚貝類の生食は避ける。
 - ⑤トイレ、トイレ掃除、おむつ交換、嘔吐物の処理、調理や食事の前、外出の後はよく手を洗い、タオルなどは清潔なものを使う。

※二枚貝類は、カキ、ホタテ、ヒオウギガイなど

【土地】平成18年中に新築され
るなどで平成19年1月1日現在
住宅用地として利用している場
合は平成19年度から固定資産
税・都市計画税の課税標準の特
例が適用されます（平成18年1
月1日現在、住宅用地として使
用され、特例が適用されている
場合は継続します）。また、玄
関や台所などが世帯数分あるな

【都市計画税】
1世帯につき200m²以下の

◆ 対象／120m²までの居住部
分＝2分の1に減額

◆ 問い合わせ先／同課

◆ 住宅用地＝3分の1に減額
・右記面積を超える部分の住宅
用地＝3分の2に減額

◆ 『家屋』平成18年1月2日から
平成19年1月1日までに新築し
た住宅で、一定の要件に該当す
るものについては、平成19年度
から3年間（3階建て以上の高層
耐火住宅は5年間）固定資
産税が減額されます。

貢中度すしり 七

**市が発注する入札（見積）
参加希望者は申請を！**

平成19・20年度の「建設工事」「業務委託（コンサルなど）」「物品調達」などの入札（見積）
参加者の資格審査申請を受け付けます。提出要項・申請書は?
月1日(木)から窓口配布および

お知らせ

平成11・2年度の「建設工事」「業務委託（コンサルなど）」「物品調達」などの入札（見積）参加者の資格審査申請を受け付けます。提出要項・申請書は2月1日（木）から窓口配布および

日程	時間	場所
2月6日(火)		市民センター4階 第12会議室
2月7日(水)		
2月8日(木)		
2月9日(金)	午前9時～ 午後4時	多良見支所 教育委員会分室
2月13日(火)		森山公民館
2月14日(水)		高来支所 教育委員会分室
2月15日(木)		飯盛公民館
2月16日(金)		小長井文化ホール

◆利用時間／月～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）
※車でお越しの際は、諫早駅南側駐車場が1時間無料になります。

義務教育「就學費用援助」

市は、経済的な理由で義務教育を受けさせることができ困難な人に、学用品や学校給食などの費用を援助しています。申請受け付けのための特設窓口を次のとおり設置します。

「仕事探しや従業員募集では、「諫早パートバンク」でー

諫早パートバンク
21・2000

○パートタイマーの人も加入できます
○掛け金は税法上、全額非課税になります
詳しくは、同センターへ。

◆現在登録している業者も提出が必要です。
◆申請期間／3月1日(木)～30日(金)
◆問い合わせ先／同課

中小企業退職金共済制度は、中
小企業で働く従業員のための制
度です。安全・確実・有利な本制
度をご利用ください。

中小企業退職金共済事業
福岡相談センター
092・631・2551

退職金の準備は万全ですか

**無事故無違反の優良運転者
表彰を行います**

諫早市交通安全協会
☎22-5661

- ◆ 表彰の種類 / ①地区表彰 / 10年、15年以上無事故無違反 / ②県表彰 / 20年、30年以上無事故無違反 / 過去に地区表彰を受けた人
- ◆ 条件 / 次のすべての条件が必須
- 要①諫早市交通安全協会に加入している人②現在も運転をしている人③過去10年以上交通事故を起こさずかつ、交通違反その他の罰金以上の刑が過去5年以上ない人

- ◆ 申請期限 / 県表彰については3月9日(金)、地区表彰については4月10日(火)までに同協会へ先／同協会または市生活交通課
- ◆ 要問い合わせ



ひと・ひとグッドライフセミナー受講者

男女共同参画推進センター
☎24-1580

◆ 日時 / 2月18日(日)午後1時30分～4時

◆ 会場 / 男女共同参画推進センター「ひと・ひと」(高城会館2階)ほか

◆ 内容 / わが家の専属カメラマンコツをつかもうデジカメ編

※受講料無料、託児付き (要予約)

◆ 申込・問い合わせ先 / 同センター

◆ 定員 / 100人
◆ 応募期限 / 2月9日(金)
◆ 定員になり次第締め切り
◆ 申込・問い合わせ先 / 同署(〒856-0815大村市森園町34-1)

**第3回甲種・乙種防災管理
者資格取得講習会**

諫早消防署
☎22-0119

◆ 日時 / 2月15日(木)～16日(金)午前9時～午後4時30分 (甲種は2日間、乙種は15日のみ)

◆ 会場 / 大村消防署(大村市森園町34-1)

◆ 勤務時間 / 午前8時10分～午後4時55分(休みは土・日曜、祝日、幼稚園休業日)

◆ 業務内容 / ①養護事務および事務補助(勤務期間6ヶ月を限度)

②職員が出張や病気などで勤務できない日の代替(月1・2回程度)

③内定者には健康診断書を提出していただきます。

◆ 応募方法 / 同課および各支所教育委員会分室に備え付けの申込書に写真を貼り、自筆で記入の上、幼稚園教諭免許の写しを添えて同課に提出

◆ 介護保険料などが所得税の確定申告で控除されます

①介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市教委教育総務課
◆ 応募資格 / 幼稚園教諭免許を持つ人

◆ 応募期間 / 2月1日(木)～16日(金)

◆ 勤務先 / 諫早・北諫早・高来各幼稚園

◆ 勤務時間 / 午前8時10分～午後4時55分(休みは土・日曜、祝日、幼稚園休業日)

◆ 業務内容 / ①養護事務および事務補助(勤務期間6ヶ月を限度)

②職員が出張や病気などで勤務できない日の代替(月1・2回程度)

③内定者には健康診断書を提出していただきます。

幼稚園臨時職員登録者

市教委教育総務課

町3231、小浜消防署(☎74-3231、〒854-0514)へ。
雲仙市小浜町北本町114-25

健康・福祉

(おむつ使用証明書)が必要。2年目以降の人については、同課におたずねください。

③介護保険料 : 社会保険料控除対象普通徴収(納付書または口座振替で納める人)対象者で納付額確認書を必要とする人は、1月中旬に同課窓口で交付。

介護保険料などが所得税の確定申告で控除されます

市高齢介護課
◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

①介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

介護(生活援助を除く)・通所介護など)は医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

サービス利用料については、控除対象となるサービスの支払額が明記された領収書を添付してください。

②おむつ代(寝たきり状態で治療上おむつ使用が必要な人) : 医療費控除対象

領収書とともに医師の証明書

市高齢介護課

◆ 介護保険サービスの利用料 : 医療費控除対象

子育て支援

対象：乳幼児とその親

子育て中のお母さん同士おしゃべりしたり、子ども同士遊ばせたり、楽しく過ごしませんか。



来てね♥



事業名	日時	会場
どんぐりっこ	13(火)、27(火)	午前10時～11時30分 小栗公民館
アイアイキッズ	9(金)、23(金)	午前10時～11時30分 健康福祉センター
さくらんぼくらぶ	23(金)	午前10時～11時30分 西諫早公民館
もとのっ子	1(木)	午前10時～正午 本野公民館
みのりっ子クラブ	1(木)	午前10時～正午 長田みのり会館
こども相談	20(火)	午前10時～11時30分 有喜公民館
親子サロン (ひよこ)	14(水)	午前10時～11時30分 多良見体育センター
	28(水)	午前10時～11時30分 シーサイド4区公民館

事業名	日時	会場
親子サロン (めだか)	7(水)	午前10時～11時30分 市布公民館
	14(水)	午前10時～11時30分 多良見体育センター
親子サロン (ぞうさん)	14(水)	午前10時～11時30分 多良見体育センター
遊びの広場	13(火)、27(火)	午前10時～正午 飯盛公民館
子育て広場	13(火)	午前10時～正午 森山保健センター
わくわくクラブ	21(水)	午前10時30分～正午 小長井文化ホール
高来子育てサークル	27(火)	午前10時30分～正午 高来西ゆめ会館

成人健康づくり

誰もが願う健やかで明るい生活。『自分の健康は自分で守る』。健康福祉センターは、頑張るあなたを応援しています。

事業名	日時	会場
一般健康相談 (おおむね40歳以上の人を対象に、保健師による血圧測定、個別相談を行います。)	2(金)	午前11時～正午 高来支所
	5(月)	午前10時～11時30分 潮騒ふれあい会館
		午後1時30分～3時 白鬚会館
	8(木)	午後1時30分～3時 市営住宅栗面集会所
	15(木)	午前9時～10時 小長井支所
	19(月)	午前11時～正午 森山保健センター
		午後1時30分～2時30分 市民センター
		午後1時30分～3時 多良見支所
	21(水)	午後1時～2時30分 西諫早公民館
		午後1時30分～3時 小野ふれあい会館
	27(火)	午前9時30分～11時30分 本野公民館
	28(水)	午後1時30分～3時 長田みのり会館

事業名	日時	会場
もりやま運動教室	2(金)	午前10時～11時30分 森山スポーツ交流館
【対象者】国民健康保険の被保険者 【内容】ストレッチ、ボール体操 【申込・問い合わせ先】森山保健センター☎35-2866		

事業名	日時	会場
ウォーキング教室	10(土)	午前9時～11時 市役所前芝生広場
	24(土)	西諫早公民館
○ウォーキングは5～6kmコース ※雨天中止、水筒・タオル持参 【問い合わせ先】諫早市運動普及推進員協議会事務局☎27-0700		

事業名	日時	会場
介護相談	8(木)	午後1時～3時 市民センター
※認知症の人と家族の会（渡部三津子さん）☎26-1763		



事業のおたずねは…

健康福祉センター ☎27-0700
 多良見支所健康保険課 ☎43-1111
 森山保健センター ☎35-2866
 飯盛支所健康福祉課 ☎48-1111
 高来支所健康福祉課 ☎32-2111
 小長井支所健康福祉課 ☎34-2111

ホッと 健康 ライン

子育て

健康な子どもを生み、元気に育てるための相談・指導。母子の健康保持および疾病の予防・早期発見に努めています。

事業名	対象者	日時	会場
マタニティ教室	妊婦	1(木)、8(木)、15(木)、22(木)午前9時30分～11時30分	健康福祉センター
ハローベビースタジオ	妊婦とその家族	25(日) 午前10時～正午	森山保健センター
乳児健康診査(集団)	平成18年3月～4月生 平成18年9月～10月生	14(水) (受付時間)午後1時～1時30分	高来ふれあい会館
乳児健康相談	平成18年8月～11月生	5(月) (受付時間)午後1時～2時	健康福祉センター
	平成18年2月～7月生	19(月) (受付時間)午後1時～2時	健康福祉センター
	20(火) 生後12月まで	(受付時間)午後1時～2時	多良見体育センター
	26(月)	(受付時間)午後1時～2時	森山保健センター
	28(水)	(受付時間)午後1時～2時	飯盛公民館
	※高来ふれあい会館でも、乳児健康診査と同じ日に開催 (受付時間)午後1時～2時		
1歳6ヶ月児健康診査	平成17年8月生	1(木)、8(木)、15(木) (受付時間)午後1時～1時15分	健康福祉センター
	平成17年5月～8月生	6(火) (受付時間)午後1時～1時15分	小長井文化ホール
	平成17年8月生	7(水) (受付時間)午後1時～1時15分	森山保健センター
	15(木)	(受付時間)午後1時～1時15分	多良見体育センター
2歳6ヶ月児歯科健康診査	平成16年8月生	13(火)、27(火) (受付時間)午後1時～1時15分	健康福祉センター
	平成16年5月～8月生	14(水) (受付時間)午後1時～1時15分	飯盛公民館
3歳児健康診査	平成15年8月生	2(金)、9(金)、16(金) (受付時間)12時45分～午後1時	健康福祉センター
	14(水)	(受付時間)12時45分～午後1時	森山保健センター
	平成15年6月～8月生	21(水) (受付時間)12時45分～午後1時	高来ふれあい会館
	平成15年8月生	22(木) (受付時間)12時45分～午後1時	多良見体育センター

※BCG予防接種(生後3ヶ月～6月末満)は、平成18年4月から指定医療機関での個別接種(通年)に変わりました。

詳しくは健康福祉センター、市役所本庁案内、出張所および支所健康担当課などに備え付けの「平成18年度諫早市予防接種のお知らせ」をご覧ください。

※乳児前期(対象:4～5ヶ月児)、1歳6ヶ月児(対象:1歳半～2歳未満)、2歳6ヶ月児(対象:2歳半～3歳未満)、3歳児(対象:3歳半～4歳未満)健診については実施する前月末までに個人通知をいたします。

子育て相談

保護者が子育てに対して感じている不安や負担など、子育て全般についての相談に応じますので、お気軽におこしください。相談希望者は、前日までに高来支所健康福祉課に必ず予約をお願いします。

■日時／2月28日(木) 午前10時～正午

■相談員／進藤富美さん(臨床心理士)

■場所／高来西児童館

■問い合わせ先／高来支所健康福祉課(☎32-2111)

参加 募集 旧長崎街道 ヘルシーウォーキング大会

新芽吹く3月に、歴史漂う旧長崎街道コースでヘルシーウォーキングをしませんか。冬場運動不足の人、大歓迎です！



- とき／3月11日(日) 午前9時30分～12時30分
- ところ／多良見支所出発～旧長崎街道コース
- 内容／ウォーキング（約6km）、健康チェックコーナー、食生活改善推進員の試食提供コーナー
- 参加費／無料
- その他／小雨決行。水筒・タオル持参
- 申込期限／3月2日(金)
- 問い合わせ先／諫早市運動普及推進員協議会事務局（健康福祉センター内）☎27-0700

参加 募集 第18回長田駅伝大会



「第18回 長田駅伝大会」の参加チームを募集します。



- とき／2月25日(日)
午前9時～
- ところ／長田いこいの広場周辺
- 参加資格／市民
- クラス／小学生の部・一般の部（中学生含む）
- 区間／5区間
- 参加費／1チーム1,000円
- 申込期限／2月2日(金)
- 問い合わせ先／長田出張所☎23-9024

参加 募集 講早市体育協会主催 平成18年度スポーツ教室



お知 らせ 阿蘇神社節分祭

多良見地域恒例の「阿蘇神社節分祭」が行われます。会場には出店がならび、年男年女による「福」が入った豆まきなどが行われます。



- とき／2月3日(土) 午後5時～
- ところ／阿蘇神社境内（多良見町化屋）
- 内容／節分祭：午後5時～

火 焼（ほやき）：午後5時30分～
豆まき [1回目]：午後6時40分～
[2回目]：午後7時30分～
[3回目]：午後8時20分～

※まかれる豆には、景品が当たる番号がついています。

- 問い合わせ先／阿蘇神社☎43-5235

お知 らせ 浜教育文化賞 表彰式 栗林スポーツ賞



各種文化活動やスポーツ大会において優秀な成績を収めた児童生徒を表彰します。

- とき／2月17日(土) 午前10時30分～
- ところ／諫早文化会館
- 問い合わせ先／市教委文化課・体育保健課

浜教育文化賞とは

昭和58年に制定され、教育文化への功労者および文化活動において優れた成績を収めた児童生徒を表彰しています。

栗林スポーツ賞とは

昭和47年に制定され、スポーツにおいて優秀な成績を収めた児童生徒を表彰しています。



市内にお住まいの方、勤務されている人を対象に、諫早市体育協会主催のスポーツ教室を行います。

- 申込期限／2月2日(金)
- 申込・問い合わせ先

電話またはFAX（希望教室名・住所・氏名・性別・年齢・電話番号記入）で諫早市体育協会事務局にお申し込みください。

諫早市体育協会事務局（市教委体育保健課内）☎22-1500 FAX22-2840

※受講料は、各教室の開講日（初日）に徴収します。

教室名	日時	場所	定員	その他
卓球	2月13日(火)、16日(金)、20日(火)、23日(金)、27日(火)(全5回) 午後8時～10時	市体育館	40人	受講料500円（損害保険料含む）。 スポーツができる服装、ラケット・体育館シューズ持参
バドミントン	2月11日(日)、25日(日)(全2回) 午前9時～正午			

2月



日	曜	内容	会場	時間	入場料	問い合わせ先
3	土	市婦人大会	市文化会館	午前9時30分～午後3時	無料	市連合婦人会(☎25-0437)
		第41回県高等学校新人体育大会 サッカー競技 準決勝	県立総合運動公園	○正午～ ○午後2時～	無料	県サッカー協会(☎095-829-3370)
4	日	第41回県高等学校新人体育大会 サッカー競技 決勝	県立総合運動公園	午後1時～	無料	県サッカー協会(☎095-829-3370)
		第32回市民冬季ダブルス大会 (バドミントン競技 高校・一般)	市体育館、森山スポーツ交流館	午前9時～午後5時	無料	大会事務局(☎24-0872)
6	火	第25回小・中学生新春書きぞめ展(～11日まで)	市文化会館	午前10時～ ※11日、正午まで	無料	諫早ライオンズクラブ(☎22-3014)
9	金	心ばっかばかコンサート	市文化会館	午前10時～正午	無料	西諫早幼稚園(☎26-2760)
10	土	県高等学校新人駅伝大会	県立総合運動公園	午前8時～午後3時	無料	長崎陸上競技協会(☎0956-47-6063)
11	日	第42回諫早吹奏楽団定期演奏会	市文化会館	午後2時～4時	400円	諫早吹奏楽団(☎36-2276)
		第25回小・中学生新春書きぞめ展表彰式	市文化会館	午前10時～	無料	諫早ライオンズクラブ(☎22-3014)
		市長杯新春親善ミニソフトバレーボール大会	小野体育館、森山スポーツ交流館	午前9時～午後5時	無料	市教委体育保健課(☎22-2543)
12	月	能楽ワークショップ参加者による発表会	市文化会館	午前10時～正午	無料 (要整理券)	諫早文化会館自主事業運営委員会(☎25-1500)
		能楽に親しむ会 in ISAHAYA	市文化会館	午後2時～3時30分	1階(全席指定) S席6,000円 A席5,000円 2階(全席自由) 1,000円 ※当日500円増	諫早文化会館自主事業運営委員会(☎25-1500)
		第19回諫早卓球センター杯争奪卓球大会	小野体育館	午前9時～午後5時	無料	卓球センター内大会事務局(☎26-1017)
16	金	市小・中学校美術展(～18日まで)	市文化会館	午前9時～午後5時	無料	小長井小学校(☎34-2002)
17	土	第2回県中学校新人テニス大会	県立総合運動公園	午前8時～午後5時	無料	長崎県中学校テニス連盟(☎0957-22-0091)
18	日	青少年防犯柔道大会	小野体育館	午前9時～午後5時	無料	大会事務局(☎26-5863)
		第56回都市対抗県下一周駅伝大会	県立総合運動公園	午前7時～午後6時	無料	長崎新聞社事業部(☎095-844-5261)
21	水	第2回市社会福祉大会	市文化会館	午後1時30分～3時30分	無料	市社会福祉協議会(☎24-5100)
23	金	第32回財独立書人団長崎県支部書展(～25日まで)	市文化会館	午前9時～午後5時 ※25日は午後4時まで	無料	財独立書人団長崎県支部立野さん(☎22-5093)
		長崎県美術協会書部代表者書展(～25日まで)	市文化会館	午前9時～午後5時 ※25日は午後4時まで	無料	長崎県美術協会書部立野さん(☎22-5093)
25	日	第18回福井バレエリサイタル	市文化会館	午後1時～4時	無料 (要整理券)	福井バレエ(☎25-1860)
		市ソフトテニスインドア大会	小野体育館	午前9時～午後5時	無料	大会事務局(☎23-3964)

家庭教育講座（飯盛）

【日時】2月17日(土)午後2時
～4時

【場所】飯盛公民館図書室

【内容】パネルシアターとゆびあそび

【対象】幼児・小学校低学年とその保護者

※当日参加可



子ども

パソコン教室（有喜）

【日時】2月10日(土)午前10時～正午

【場所】有喜公民館

【内容】パソコン入門

【対象】児童・生徒

【申込期限】2月2日(金)

子ども映画会（西諫）

【日時】2月10日(土)午前10時～正午

【場所】有喜公民館

【内容】冬の子どもアニメ大

会（まんが日本昔話、にんぎよ姫はか）

【対象】幼児・児童

※当日参加可

読み聞かせ教室（小長井）

【日時】2月10日(土)午前10時～11時

【場所】小長井文化ホール

【内容】絵本の読み聞かせ

【対象】幼児・小学校低学年

※当日参加可

子どものつくり教室（小長井）



鳩「一休さん（人形劇）」
※事前にお申し込みください

高齢者講座（小野）

【日時】2月14日(木)午前10時～正午

【場所】小野ふれあい会館

【内容】講話「老いを楽しく」

【対象】高齢者・一般

※当日参加可

教養講座（有喜）

【日時】2月15日(木)午後1時～3時30分

【場所】有喜公民館

【内容】明徳寺住職講話

まつやま幸麗大学（西諫）

【日時】2月15日(木)午後1時～3時30分

【場所】有喜公民館

【内容】「あしながおじさん」「養老の滝・雀とキツツキと山

【対象】高齢者・一般

※当日参加可

高齢者講座（飯盛）

【日時】2月8日(木)午前10時～正午

【場所】飯盛公民館

【内容】いいもり高齢者大學

【閉講式】

高齢者講座（高来）

【日時】2月8日(木)午前10時～11時30分

【場所】たらみ図書館

【内容】暮らしの安全（食品の不思議・疑問）

※当日参加可

【場所】西諫早公民館
【内容】健康体操（寒い冬を元気に過ごす体操とゲーム）
※当日参加可

明生教室（多賀見伊力公民館合意企画）

【日時】2月27日(火)午前10時～11時30分

【場所】たらみ図書館

【内容】暮らしの安全（食品の不思議・疑問）

※当日参加可

平成18年度 諫早図書館シナリオ講座作品公開収録

シナリオ講座での作品（ラジオドラマ）をFM諫早で放送するために公開収録を行います。ドラマ制作に関心のある人などお気軽にご見学ください。

■とき

2月11日(日)午後1時30分～4時

■ところ

諫早図書館視聴覚ホール

■指導

津川泉さん。市川森一さんも出席予定です。

■定員／100人

■その他

声優の出演者を募集しています。希望者は2月2日(金)までに諫早図書館へご連絡ください。

■問い合わせ先

諫早図書館（☎23-4946）

諫早ビデオ劇場

古い市政ニュースなどをビデオ化したものや、懐かしのビデオの上映会を行います。

■とき／2月25日(日) 午前10時15分～正午

■ところ／諫早図書館視聴覚ホール

■内容／平成2年市制50周年秋祭り、昭和57年小栗団地遺跡発掘調査

■定員／100人

■問い合わせ先

視聴覚ライブラリー（☎23-4946）

申し込み・問い合わせは 各公民館・施設へ

(中央) …中央公民館 ☎23-1160

(小野) …小野公民館 ☎22-0264

(西諫早) …西諫早公民館 ☎26-1500

(多良見) …多良見公民館 ☎43-0049

(小栗) …小栗公民館 ☎22-1533

(伊木力) …伊木力公民館 ☎44-1002

(長田) …長田公民館 ☎23-9024

(森山) …森山公民館 ☎36-1116

(本野) …本野公民館 ☎26-0270

(飯盛) …飯盛公民館 ☎48-0049

(有喜) …有喜公民館 ☎28-3110

(田結) …田結公民館 ☎49-1111

(高来) …高来公民館 ☎32-5440

(高来西) …高来西公民館 ☎32-3126

(小長井) …小長井公民館 ☎34-2201

(諫一団) …諫早図書館 ☎23-4946

(西一団) …西諫早図書館 ☎26-8607

(た一団) …たらみ図書館 ☎43-4611

(森一団) …森山図書館 ☎35-2001

(視聴覚) …視聴覚ライブラリー ☎23-4946

「みんなの広場」は、市民の皆さんから寄せられた情報を掲載するページです。あなたのとておきのレシピや珍しい写真、お気に入りのイラストなど、皆さんに伝えたいいろんな情報の投稿をお待ちしています。

投稿の方法はハガキ、FAX、電子メールなど何でも結構です。郵送の場合は、「みんなの広場コーナー」と標記のうえ、住所・氏名(匿名希望の場合はその旨)・年齢・電話番号を記載して②854-8601 諫早市役所 秘書広報課(住所不要)までお願いします。

掲載させていただいた作品の応募者には、図書カードを差し上げます。



かんたん！おいしい！ チョコレート♥ケーキ

■小船越町の山口さんの
レシピ紹介！■

■材料(1ホール)■

材料A

バター 200g
チョコレート 130g

材料B

卵白 3個分
砂糖 80g
卵黄 3個分
小麦粉 50g

■アドバイス■

焼きあがったらすぐにケーキ型からとり出しましょう。
仕上がりが良くなりますよ。



■作り方■

- 18cmのケーキ型にバターを塗り、クッキングシートをしく。
- Aを鍋に入れ水(大さじ2)を加え、温めて溶かしておく。
- Bの材料を上から順番に、少しづつポウルに入れながら、ハンドミキサーでしっかりと混ぜる。
- ③に②を加えて混ぜる。
- ⑤④を①に入れ、アルミホイルをかぶせて170度のオーブンで35分焼く。

あなたのとておきレシピ募集中・秘書広報課までどうぞ！

Q、名前を「宇木会」にしたのはなぜですか？

現在の有喜町があるのは宇木氏という先祖があつてこそです。ですから「古に帰る」という気持ちで名づけました。また、それを皆さんに知つていただこうという想いもありました。

Q、「有喜町」発行のきっかけは？

以前から佐田さんが公民館講座のために作った有喜の歴史発見マップを参考に、本を作つて活用したいと考えていたところ、市の補助事業があること

Q、宇木会の発足のきっかけは？

平成17年9月に、当時の有喜公民館社会教育指導員の佐田さん(現宇木会事務局)が公民館講座の「歴史発見ウォーク」を企画しました。この講座で有喜の史跡の説明をしたり、運営を行うスタッフとして、有喜に育ち、有喜の歴史に興味がある仲間が集まりました。これがきっかけで、宇木会が発足しました。



見つけた！

宇木会の皆さんは宝です。

内容については、安徳天皇や白鬚さんの伝説もおもしろいですし、今回の調査で掘り出された隠れキリストianの史実などにも注目してほしいですね。

Q、この本を誰に読んでもらいたいですか？

親子で読んでもらって、子どもたちが自分の住むまちに誇りを持つきっかけにしてほしいですね。

若い人たちがこの本を読んで、掲載されていることが本当なのか、私たちに聞きたくてくれると思う

と、また長生きしなくなりました。

Q、今後の活動展開は？

本の反響をいただき、会は盛り上がっていますから、今後は本の内容をさらに深めていくような新たな活動をスタートしたいと考えています。



宇木会の皆さんの有喜町への深い愛情と、熱い想いからできあがった「有喜町」は、いわゆる「有喜町」の歴史発見マップを参考に、本を作つて活用したいと考えていたところ、市の補助事業があること

歴史探訪・宇木会の皆さん（有喜町）

みんなの広場



「洗心館」をバックに、5年
生の記念写真



真城小の巻
(真崎町)

響け！伝統の真城太鼓

真城小学校は、昭和61年に開校した、市内で一番新しい小学校で、真崎川のそばに建っています。

真城小には「洗心館」という施設があり、ここで茶道クラブが卒業生をもてなす「お別れ茶会」などの行事が行われます。

話をしてくれた5年生は、総合的な学習の「交流学習」で地域の人たちと一緒にグラウンドゴルフを楽しんだり、保育園の子どもたちの太鼓の演奏を見て感動したり、色々な交流を通して人との関わりの大切さを学んだそうです。

そんな5年生が楽しみにしているのが「真城太鼓」です。これは真城小の6年生だけが演奏できる、開校以来21年間続いている伝統です。5年生は3学期から、まんが本を太鼓がわりにして練習を重ね、3月の「引き継ぎ式」でバチとハッピを6年生から受け継ぎます。今年も迫力がある真城太鼓を市の行事などでも披露するそういうので、みんなのりりしい姿を楽しみにしています！

都市計画税について補足説明します！

広報諫早1月号「特集 市の財政事情」の中で『都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定に基づいて、都市計画法第5条に規定する指定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対して課しています』と説明していました。旧多良見町では、旧条例(経過措置あり)に基づき、市街化調整区域内の一部の土地及び家屋に対して課税しており、平成17年度の決算額に含まれていたため、このような表現になっています。

現行の条例では、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税しています。(市財政課)

都市計画税の使途状況

(平成17年度)

都市計画事業費等	都市計画事業費	4億2,740万円
	公園事業費	1億1,313万円
	下水道事業費	19億2,778万円
	計	24億6,831万円
	土地地区画整理事業費	14億1,050万円
	地方債償還額	26億8,597万円
	総計	65億6,478万円
財源内訳	地方債	19億2,660万円
	国・県支出金	7億1,955万円
	負担金その他	9億5,518万円
	都市計画税	10億9,573万円
	一般財源等	18億6,772万円
	計	65億6,478万円

広報クイズ？

下の問題に答えてください。答えのヒントは誌面の中です。全問正解者の中から抽選で、毎月5人に図書カードをプレゼント！ハガキに答えと住所、氏名、年齢、広報誌へのご意見を書いて、2月7日(水)必着で秘書広報課までどうぞ！なお、当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

- 問題① 平成19年、○○○ダムが完成します。
問題② 市・県民税の○○はお早めに。
問題③ 1月1日現在の市の男性の人口は？
問題④ ボランティア講座の開催日は？
問題⑤ 宇木会が出版した本のタイトルは？

【前号の答え】成人式（せいじんしき）

タテのカギ①つぼみ②のし③おみき④かどまつ
⑤えふ⑦うりつくす⑨えいが⑫やたろう⑭じん
けん⑮こせき⑯たくヨコのカギ①つきのおか⑥
しみどうふ⑧みえ⑩きまり⑪いや⑬つつじ⑮こ
がたな⑯くん⑰たすけ⑯きょういく
【応募総数】82通

■二日や一つ■



今回は、諫早に伝わる「二日や一つ」という風習のお話です。
 はじまり、はじまり……

(赤崎地区)

むかしね、若い孝行息子がいまして。お母さんが病気で「もう暇がない（お別れ）かもしれんけん婆と冥土（のせとあの世）の別れの水のほし」と息子にたのみます。息子は「そんなら、見つけてもろて来つける」と旅に出ました。それは八月一日でした。

すーっと歩いてこゝと夜になりました。宿にとめてもらうことにしました。そこには同じ年ぐらじの若者がいましたが親不孝者でした。宿のお母さんは「ほひ、」かん親孝行で旅しよらず人のおらすとの、おまや親不孝ばつかじゅつ」となげきます。するとその親不孝者の若者が「そいならおいまつんのうで（連れ立つて）行こう」と言い出しました。そうして一人の若者は山を越え、野を越えて行きました。といろが、途中、宿の息子は腹がせきだして（痛くなつて）、とうとう倒れてしましました。孝行息子は困りましたが「帰りにはどがんなつとん（ぶくにか）してやるんだ」と思い、草をかけておいて、すーっと登つて行きました。

わかれ道のところへ来ると、面白い髪のおじいさんがいました。孝行息子はそのおじいさんに「お母さんの病氣で、婆婆と冥土の別れ水のほし

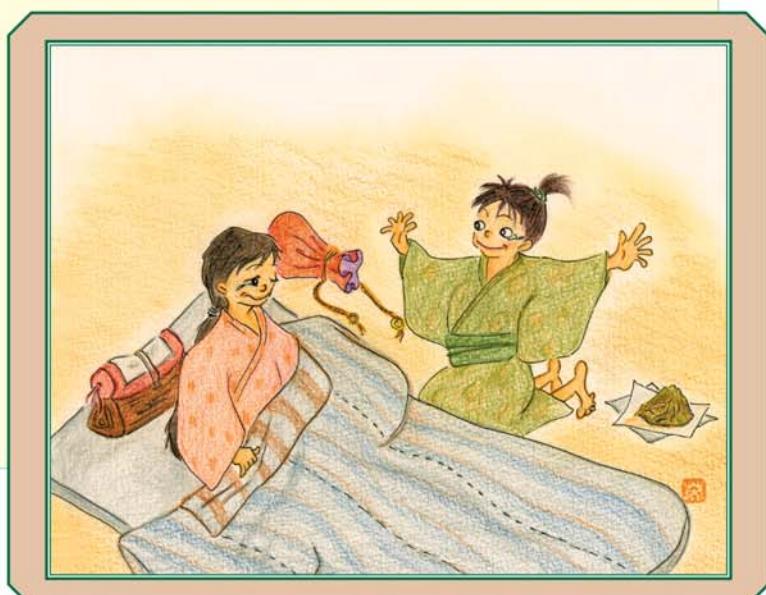
かて言わすけん、なんしても（どうしても）そん水のあつといのを教えてください」とたずねたといふ。「そうか、そんなら、け、けだけあつけん」と小さなびんをわたしてくれました。孝行息子はよろこんでお礼を言いました。もう孝行息子は途方にくれて「こりやもうせつかくもろた水の、びがんすればよからかにや、なんにしてもまいっぺん（もう一度）」を話す。「もうなかでしょか」とたずねると「もうなか、そいでん帰つて行きおれば草の生えとつて、その草ばかりがつて（刈りとつて）いけば手でも帰る時分には枯るつ。そいば手でもんでお母さんの痛かどじるにつけて、や一つ（灸）をすえてみろ」と言いました。

孝行息子はそれを聞くと、急いで草をかがつて、持つて帰ります。家に届いたのがちょうど一月一日でした。が、もうお母さんの死んでしまっていました。孝行息子はたいそう悲しき返ったそうで「ほんに、お前は孝行息子たいね」と喜んだそうです。

それからいは「一月一日と八月一日にや一つをすえると、丈夫になり長生きするといふことです。

そいはつか。

諫早市議会 川内 知子



■「そいばっか」は昔話のおしまいの決まり文句のひとつです

絵：中路 英恵さん